

「建設工事の種類」・「建設業の許可区分」・「建設工事の内容」・「建設工事の例示」一覧表

略号	建設工事の種類 建設業法 別表第一(上欄) <small>(※)は、平成10年福井県告示第749号で追加区分している建設工事の種類</small>	許可業種の区分 建設業法 別表第一(下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号		建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」 <i>(斜字は、福井県が加筆している部分)</i>		備考
土木	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)				(注1)(注5)
建築	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事				
大工	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事		大工工事、型枠工事、造作工事		(注2)
左官	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事		左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事		(注4)
とび	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ)	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け	(注3)(注6)(注8)
			ロ)	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ)	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
			ハ)	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ)	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
			ニ)	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	(注5)
			ホ)	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ)	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外公告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事 <i>(上記各工事のうち、法面処理工事、交通安全施設工事以外の工事に限る)</i>	(注7)

法面	法面処理工事(※)			吹付け工事、法覆工事、法枠工事等法面処理工事	(注7)
交通	交通安全施設工事(※)			標識、反射鏡、ガードレール等交通安全施設設置工事(道路管理者または公安委員会が設置するもの)	
石	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	(注9)
屋根	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	
電気	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	(注10)(注11)
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	(注12)
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	(注13)
鉄筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事	
舗装	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	(注14)(注15)
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	

防水	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	(注16)
内装	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	(注17)(注18)
機械	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	(注19)(注20)
絶縁	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	(注21)
造園	造園工事業	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	(注22)(注23) (注24)(注25)
さ	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	(注26)
消防	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	

清掃	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	(注27)
解体	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	(注28)

- (注1) 『土木一式工事』には、公道下等の下水道の配管工事、下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事を含みます。
- (注2) 『大工工事』における「型枠工事」は、建築物における型枠工事、または土木工作物における木製型枠工事をいいます。
- (注3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「足場等仮設工事」には、土木工作物における型枠設置工事を含みます。
- (注4) 『左官工事』における「吹付け工事」は建築物に対してモルタル等を吹付ける工事をいいます。
- (注5) 「プレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当します。
- (注6) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」とは、根固めブロック・消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等をいいます。
- (注7) 『とび・土工・コンクリート工事』および『法面処理工事』の「吹付け工事」とは、法面処理等のためにモルタルまたは種子を吹付ける工事をいいます。
- (注8) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立て工事」とは、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負う工事をいいます。
- (注9) 『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や、法面処理または擁壁としてコンクリートブロックを積みまたは張り付ける工事等をいいます。
- (注10) 『管工事』における上下水道等の配管工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事および上水道等の配水小管を設置する工事をいいます。
- (注11) 『管工事』におけるし尿処理に関する施設の建設工事は、浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が該当します。
- (注12) 『タイル・レンガ・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等をいいます。なお、コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネルおよびオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれます。
- (注13) 『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」とは、鉄骨の製作、加工から組立てまで一貫して請け負う工事をいいます。
- (注14) 『舗装工事』と併せて施工されることが多い「ガードレール設置工事」は、『とび・土工・コンクリート工事』または『交通安全施設工事』に該当します。
- (注15) 地盤面をコンクリート等で舗装した上に人工芝を張り付ける工事は、『舗装工事』に該当します。
- (注16) 『防水工事』における「防水工事」は、いわゆる建築系の防止工事のみが該当します。
- (注17) 『内装仕上工事』における「家具工事」とは、建築物に家具を据付けまたは家具の材料を現場にて加工もしくは組立てて据付ける工事をいいます。
- (注18) 『内装仕上工事』における「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれません。
- (注19) 『機械器具設置工事』における「機械器具」とは、『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等のそれぞれ専門の機械器具に該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具が対象となります。
- (注20) 『機械器具設置工事』における「給排気機器設置工事」とは、トンネル・地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事のことであり、建築物の中に設置される通常の空調機器の工事は、『管工事』に該当します。
- (注21) 『電気通信工事』における「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれます。
- (注22) 『造園工事』における「植栽工事」には植生を復元する建設工事も含まれます。
- (注23) 『造園工事』における「広場工事」とは、修景広場・芝生広場・運動広場その他の広場を築造する工事をいいます。
- (注24) 『造園工事』における「公園設備工事」には、花壇・噴水その他修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれます。
- (注25) 『造園工事』における「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事をいいます。
- (注26) 『水道施設工事』における上下水道に関する施設の建設工事は、上水道等の取水・浄水・配水等の施設および下水処理場内の処理設備を築造・設置する工事が該当します。
- (注27) 『清掃施設工事』におけるし尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当します。
- (注28) それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。また、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当します。